

東海食品衛生研究会規約

第1条（名称）

本会は、東海食品衛生研究会と称します。

第2条（事務局）

本会の事務局は、一般財団法人食品分析開発センターSUNATEC（以下「SUNATEC」）に置きます。

第3条（目的）

本会は、食品衛生に関する公益目的活動に取り組むことにより、公衆衛生の向上に貢献することを目的とします。

第4条（構成）

本会は、食品事業者、食品衛生登録検査機関、行政、公益団体等（以下「食品関係者」）に所属する食品衛生に関する有識者であって、公衆衛生の向上事業（公益目的事業）に対する高い志を有する者で構成します。

第5条（事業）

本会は前条の目的を達成するために次の事業を行います。

- ①セミナーの企画及び開催事業
- ②リスクコミュニケーション開催事業
- ③食品関係者の意見交換会及び交流会開催事業
- ④ベンチマーキング実施事業
- ⑤食品安全安心情報の収集及び発信事業
- ⑥その他必要な事業

第6条（役員）

本会の運営のために次の役員を置きます。役員任期は1年とし、再任を妨げません。

- ①会 長 1名
- ②副会長 2名
- ③幹 事 数名
- ④会長及び副会長の選任は幹事の互選とします。

2 各役員職務は次のとおりとします。

- ①会長は、本会を代表して会を総括し、会議を招集し議長を務めます。
- ②副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行します。
- ③幹事は、専門的部会等を組織しその代表（部会長等）を務めます。

第7条（会議）

本会の会議は、次のとおりとします。

- ①幹事会 年2回以上開催し本会の基本方針や事業の実施に関する総括的なことを協議し決定します。
- ②専門部会 各部会長（幹事）が必要に応じて召集し議長を務めるとともに専門技術的なことを協議し決定します。

第8条（経費支援）

本会の運営及び活動に必要な経費は、食品関係者の寄付金その他の支援によってまかいません。

第9条（事務局）

本会の事務局に事務局長を置き、総務経理等を担当します。

第10条（その他）

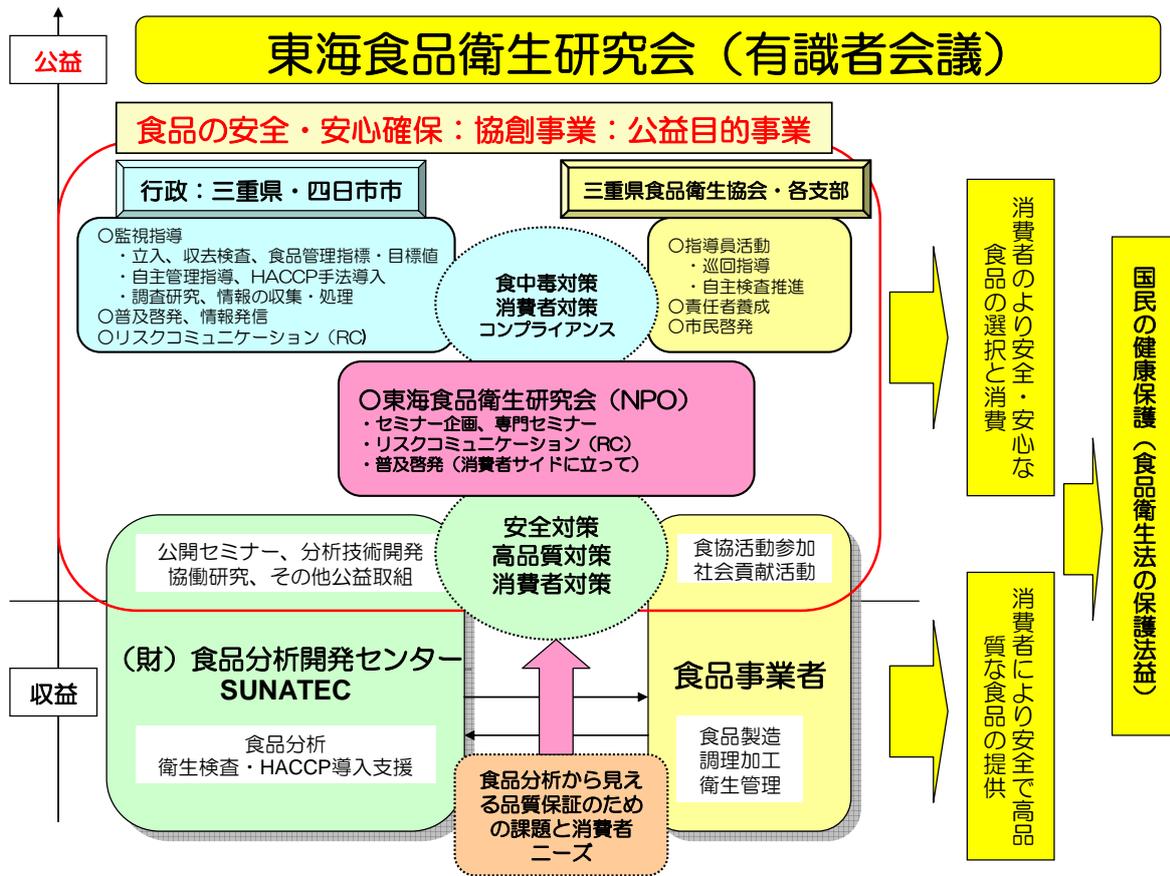
この規約に定めのない事項については、幹事会で協議し決定します。

付則

この規約は、平成24年6月29日から施行します。

付属書

設立趣意書及び組織運営スキーム図



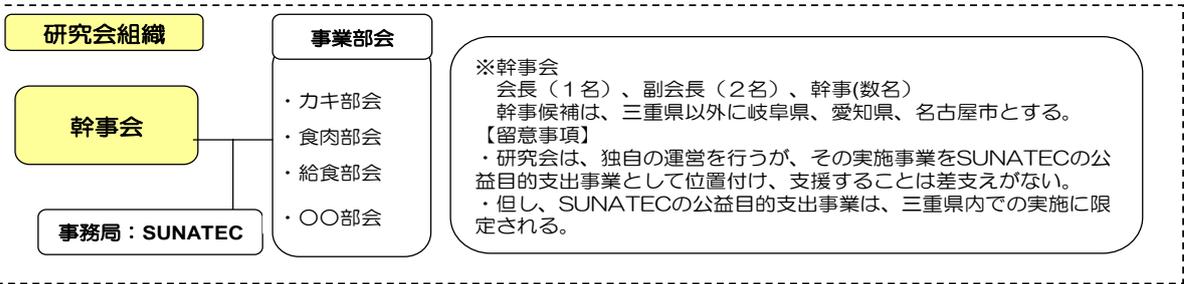
東海食品衛生研究会の組織と運営

公益・協創の基本方針

研究会は、食品安全の利益は最終的に消費者が享受するとの公益原則に立ち、食品関係者による右記の協働事業活動により新しい価値を創造していくこと（※協創）を基本方針とします。

事業活動（公益活動）

- ①セミナーの企画及び開催事業
- ②リスクコミュニケーション開催事業
- ③食品関係者の意見交換、交流会開催事業
- ④ベンチマーキング事業
- ⑤食品安全安心情報の収集、発信事業
- ⑥その他必要な事業



活動計画（24年度）

- ・発起人会、幹事会開催 3回
 - ・部会セミナー（1回/各部会）
- ※協創：協働により成果を生み出し、新しいものを創造していくこと
出典：みえ県民カピジョン（H24年4月）

SUNATECの活動費支援

- ・幹事旅費
- ・部会セミナー講師経費
- ・情報収集、情報発信への協力
- ・その他

事務局支援

- ・幹事会の連絡調整、会計処理
- ・部会事業の支援又は実施
- ・意見交換会等の開催準備
- ・情報収集、情報発信への協力
- ・その他必要な事務

東海食品衛生研究会役員名簿

(2012年10月19日現在)

役 職	氏 名	所 属
会 長	庄司 正	一般財団法人 食品分析開発センターSUNATEC 理事長
副会長	加藤 義和	養老ミート株式会社 食衛生推進室 室長
副会長	田中 孝明	ヤマモリ株式会社 取締役専務執行役員 生産本部長兼松阪工場長
幹 事	松林 義和	株式会社 トモ 食品衛生本部 本部長
幹 事	稲垣 庄平	株式会社 おやつカンパニー 常務取締役 開発部 部長
幹 事	小林 政人	一般財団法人 食品分析開発センターSUNATEC 理事兼センター長
事務局長	石垣 正一	一般財団法人 食品分析開発センターSUNATEC 理事兼事務局長